

三原市告示第 37 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 3 月 30 日

三原市長 岡田 吉弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM三原円一店

広島県三原市円一町二丁目 6 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目 2 番 7 号

株式会社プレひまわり

代表取締役 畑 和彦

広島県福山市西新涯町二丁目 10 番 11 号

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役社長 織田 寛明

東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	住 所	変更年月日・理由
D C M ダイキ三原円一店	広島県三原市円一町二丁目6番1号 外	

(変更後)

名 称	住 所	変更年月日・理由
D C M 三原円一店	広島県三原市円一町二丁目6番1号 外	令和4年3月1日 店舗名称変更

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日 ・理由
D C M 株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 六丁目22番7号	
株式会社ププレ ひまわり	代表取締役 梶原 聡一	広島県福山市西新涯 町二丁目10番11号	
芙蓉総合リース 株式会社	代表取締役 辻田 泰徳	東京都千代田区麴町 五丁目1番地1	

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日 ・理由
D C M 株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 六丁目22番7号	
株式会社ププレ ひまわり	代表取締役 畑 和彦	広島県福山市西新涯 町二丁目10番11号	令和7年 3月1日 代表者変更

芙蓉総合リース株式会社	代表取締役 織田 寛明	東京都千代田区麴町 五丁目1番地1	令和4年 4月1日 代表者変更
-------------	----------------	----------------------	-----------------------

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日 ・理由
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 六丁目22番7号	
株式会社ププレ ひまわり	代表取締役 梶原 聡一	広島県福山市西新涯 町二丁目10番11号	
株式会社西松屋 チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町 庄266番地の1	

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日 ・理由
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 六丁目22番7号	
株式会社ププレ ひまわり	代表取締役 畑 和彦	広島県福山市西新涯 町二丁目10番11号	令和7年 3月1日 代表者変更
株式会社西松屋 チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町 庄266番地の1	

4 変更の日

上記3のとおり

5 届出年月日

令和7年8月27日

6 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所3階）

7 届出等の縦覧期間及び時間帯

令和8年3月30日から令和8年7月29日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和8年7月29日

三原市経済部商工振興課